

4 請負工事中間技術検査細則

【平成 29 年 4 月契約分より適用】

建設局請負工事中間技術検査細則

（目的）

第1条 この細則は、大阪市請負工事技術検査要領（以下「技術検査要領」という。）、大阪市土木工事等技術検査基準（以下「技術検査基準」という。）に基づき、中間技術検査の適切な実施に際して、建設局として必要な事項を定める。

（実施時期）

第2条 技術検査基準第4条第4項に規定する中間技術検査の実施時期は、別紙のとおりとする。

- 2 前項による実施時期の選定に際しては、監督職員（契約書第10条第1項に基づき、発注者が定める本市の監督職員、補助監督職員、監督補助者（監督担当職員）を総称していう。）が予め受注者から意見を聴取する。

（検査結果の通知）

第3条 中間技術検査の結果は、技術検査要領第5に基づき、施工について改善を要すると認めた事項や現場における指示事項を「検査指示書」により受注者に通知する。

（検査結果の処置）

第4条 第3条の通知内容については、監督職員と受注者が調整のうえ、当該処置を行う。

- 2 監督職員は、前項の処置内容を受注者が記録した「検査指示事項処置確認書」により確認し保管する。

（当該工事に関する図書など）

第5条 技術検査要領第4第2項に掲げる当該工事に関する図書は、次の各号をいう。

- （1）施工体制台帳、下請負契約書写し（注文書・請書）及び施工体系図
- （2）施工計画書（施工図を含む。）
- （3）使用材料承諾願、若しくは使用材料品質証明書類
- （4）設計変更実施に関する書類
- （5）中間技術検査出来形図または完工図、若しくはこれに代わる所要管理図等
- （6）工事打合せ書、若しくは打合せ記録書
- （7）出来形管理書類及び品質管理書類
- （8）段階確認書類
- （9）発生土計量伝票（指定）及び産業廃棄物管理票（紙マニフェストの写し、または電子マニフェスト一覧表）
- （10）工事写真帳
- （11）工事月報、若しくは工事日報

- (12) 工事出来高報告に関する書類
- (13) 安全教育及び安全対策(点検等を含む。)に係る記録・報告
- (14) その他設計図書に定める既済報告書類及び技術検査職員等が指示する工事管理状況確認書類

(補足)

第6条 中間技術検査は、次の各号に掲げる請負工事等検査要領の規定に準拠する。

- (1) 第5条 検査の依頼及び回答
- (2) 第7条 検査の立会い
- (3) 第9条 検査の記録等

2 技術検査基準第4条第6項に規定する検査通知書は、様式のとおりとする。

(その他)

第7条 この細則に定める事項のほか、中間技術検査の実施に必要な事項は、技術検査職員等が定める。

付 則 この細則は、平成29年4月1日契約分から施行する。

【別紙】（道路・河川土木工事）

- 1) 対象工事は、技術基準第4条第1項前段に規定する「予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事」を適用する。
- 2) 実施時期は、技術検査要領第2第2項の規定のほか下表によるものとする。なお管内工事については、下表に関わらず施工進捗に応じて実施するものとする。

工事区分	工 種	種別（細別）
幹線共同溝	シールド	一次覆工、二次覆工
	発進・中間・到達立坑	現場打躯体工、プレキャスト工等
橋梁	橋梁下部	基礎工（基礎杭打設）
		地盤改良工（地盤改良）
		橋台・橋脚工（コンクリート打設）
		橋脚架設工（橋脚架設）
	橋梁上部	鋼橋架設工（鋼橋架設）
		床板工（コンクリート打設）
		コンクリート橋上部（PC・RC橋桁架設）
	耐震補強	増し杭工（増し杭打設）
河川	築堤・護岸	鋼管矢板工（鋼管矢板打設）
		固結工（地盤改良）
		基礎工（基礎杭打設）
		護岸工（コンクリート打設）、 築堤工（コンクリート打設）
開削トンネル	基礎	地盤改良工（地盤改良）
		基礎工（基礎杭打設）
	躯体（本体）	躯体工（コンクリート打設）

※ 上表に基づき、当該工事の主要工種を考慮して施工上の重要な変化点の段階となる種別（細別）を選定し特記仕様書に記載する。

※ 上表の工事区分に関わらず類似する内容の工事は実施することができる。

【別紙】（造園工事）

- 1) 対象工事は、技術基準第4条第1項前段に規定する「予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事」を適用する。
- 2) 実施時期は、技術検査要領第2第2項の規定のほか下表によるものとする。

工事区分	工 種	種別（細別）
造園工事	擁壁	擁壁工（H＝2 m以上かつL＝100m以上）
	池護岸	池護岸工（L＝100m以上）
遊具工事	超大型複合遊具	基礎工（1,000 m ² 以上）

※ 上表に基づき、当該工事の主要工種を考慮して施工上の重要な変化点の段階となる種別（細別）を選定し特記仕様書に記載する。

※ 上表の工事区分に関わらず類似する内容の工事は実施することができる。

【別紙】（下水道施設土木工事）

- 1) 対象工事は、技術基準第4条第1項前段に規定する「予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事」を適用する。
- 2) 実施時期は、技術検査要領第2条第2項の規定のほか、下表によるものとする。

工事区分	工 種	種別（細別）
管渠築造	管きょ工 (シールド)	一次覆工
		二次覆工
管渠築造 再構築	管きょ工 (推進) (開削) (更生)	管推進工 (刃口・セミシールド・小口径)
		開削（塩ビ管等）
		更生（自立管・複合管・二層構造管）
		開削（現場打ち）
処理場・抽水所等の 重要な土木構造物 (スラブ・柱等)	躯体工	コンクリート工
		基礎杭工
	仮設工	大規模土留（外型枠兼用）のもの
		地中連続壁（壁式・柱列式） 矢板工

- ※ 上表に基づき、当該工事の主要工種を考慮して施工上の重要な変化点の段階となる種別（細別）を選定し特記仕様書に記載する。
- ※ 上表の工事区分に関わらず類似する内容の工事は実施できる。

【別紙】（機械設備工事）

- 1) 対象工事は、技術基準第4条第1項前段に規定する「予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事」を適用する。
- 2) 実施時期は、技術検査要領第2第2項の規定のほか下表によるものとする。

工事区分	工 種	種 別
下水道施設	沈砂池機械設備	自動(手動)スクリーン 除砂設備 各種洗浄装置等
	ポンプ設備	汚水ポンプ、 雨水ポンプ、 汚泥ポンプ等
	水処理設備	汚泥かき寄せ機 反応タンク設備
	汚泥焼却・溶融・ コンポスト設備	焼却設備 溶融設備 乾燥設備
	空気機械設備	散気用送風機
	貯留設備	地下タンク類
	門扉設備	ゲート類（手動、電動、油圧等）
	その他	スカム除去(処理)装置
道路・河川・ 公園施設	駐車場機械設備	駐車場機械設備

※ 上表に基づき、当該工事の主要工種を考慮して施工上の重要な変化点の段階となる種別（細別）を選定し特記仕様書に記載する。

※ 上表の工事区分に関わらず類似する内容の工事は実施することができる。

【別紙】（電気設備工事）

- 1) 対象工事は、技術基準第4条第1項前段に規定する「予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事」を適用する。
- 2) 実施時期は、技術検査要領第2第2項の規定のほか下表によるものとする。なお、管内工事については、下表に関わらず施工進捗に応じて実施するものとする。

工事区分	工 種	種 別
下水道施設	受変電設備	金属閉鎖形スイッチギア類 ガス絶縁・気中絶縁受変電装置類 変圧器類
	運転操作設備	負荷設備機器類（注1）
	特殊電源設備 （自家発電設備）	発電機・原動機類
道路・河川・ 公園施設	道路情報板	道路情報板
	駐車場電気設備	駐車場電気設備

（注1） 負荷設備機器類のうち対象は、ポンプ・ブロワ・脱水機等の現場操作盤を含む機器類とする。

- ※ 上表に基づき、当該工事の主要工種を考慮して施工上の重要な変化点の段階となる種別（細別）を選定し特記仕様書に記載する。
- ※ 上表の工事区分に関わらず類似する内容の工事は実施することができる。

大建第 号
平成 年 月 日

所在地
会社名
代表者名 様

大阪市建設局企画部
工事監理担当課長
〇〇 〇〇

中間技術（第 回）検査通知書

貴社が受注した工事の中間技術検査について次のとおり実施します。

- 1 契約番号 大契乙 第 号
- 2 工事名称
- 3 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 検査実施日 平成 年 月 日